

高松市登録調査員制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国及び香川県からの委託により、並びに本市が法の規定により実施する各種統計調査（以下「統計調査」という。）に係る統計調査員は、あらかじめその候補者として登録した者から選任することとする高松市統計調査員登録制度を実施することに関し必要な事項を定めることにより、統計調査員の円滑な確保と、その資質の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「統計調査員」とは、統計法（平成19年法律第53号）第14条に規定する統計調査員をいう。

2 この要綱において「登録調査員」とは、この制度によって登録される統計調査員の本市における候補者をいう。

(登録)

第3条 市長は、次の各号に掲げる者の中から適任者を選考し、登録調査員として登録し、管理するものとする。

- (1) 公募に応募した者
- (2) 登録調査員又は自治会等の団体から推薦のあった者
- (3) 統計調査員として経験がある者のうち、市長が適当と認めた者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めた者

(登録調査員の資格)

第4条 登録調査員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が調査活動に支障がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 原則として、市内に住所を有し、申請時の年齢が満20歳以上79歳以下の者
- (2) 統計調査に対し責任をもって、調査事務を遂行できる者
- (3) 調査によって知り得る秘密の保護に関し信頼のおける者
- (4) 税務、警察及び選挙に直接関係のない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第16条第3項に規定する密接関係者でない者

(6) 統計調査員としてふさわしくない職業又は経歴を有していない者等調査活動に支障のない者

(登録の手続)

第5条 登録調査員としての登録を希望する者は、高松市登録調査員登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、相当と認めた者について登録する。この場合、審査に面接を取り入れることができる。

3 市長は、前項の規定により登録したときは、その旨を高松市登録調査員登録済通知書(様式第2号)により本人に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 登録調査員は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、高松市登録調査員登録事項変更届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取消することができる。

(1) 高松市登録調査員登録取消届(様式第4号)により、本人からの申し出があったとき

(2) 第4条に規定する資格に該当しなくなったとき

(3) 統計調査員としての職務を怠り、又は職務義務に違反したとき

(4) 統計調査に従事する者として、ふさわしくない行為があったと認められるとき

(5) 登録調査員が病気、転居その他の理由により統計調査事務に従事しがたいと認められるとき

(6) 当該年度前5年度間において、本市が実施した統計調査に従事しなかったとき

(7) 本人と連絡が取れない状態等、登録を継続しがたい事由があると認められるとき

2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、その旨を高松市登録調査員登録取消通知書(様式第5号)により本人に通知するものとする。

(電子申請)

第8条 第5条から第7条に規定する登録調査員の登録等の手続は、高松市情

報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年高松市条例第39号）第3条の規定に基づき、電子申請ができるものとする。

（統計調査員の選任等）

第9条 市長は、統計調査においては、登録調査員の中から統計調査員を選任し、又は推薦することを原則とする。ただし、統計調査を実施する場合の地域的事務その他の事由により適格者を得られない場合は、登録調査員以外の者を選任することができる。

（調査の依頼）

第10条 市長は、前条の規定により選任又は推薦しようとするときは、登録の有無にかかわらず、あらかじめ調査の内容、調査の日程等を明示し、統計調査員本人の同意を得なければならない。

（研修会等）

第11条 市長は、統計調査の円滑な実施を図るため、登録調査員に対し研修会等を開催し、又は統計調査実施に関する情報、資料等を配布するなど、その資質の向上に努めるものとする。

（情報の提供）

第12条 市長は、統計調査を実施するため、国又は地方公共団体から登録調査員に係る情報の提供を求められたときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、申請書において情報提供の意向確認欄を設け、登録調査員本人の同意を得た上、当該情報の提供を行うことができる。

（秘密の保持）

第13条 登録調査員のうち統計調査に従事した統計調査員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、登録を取り消した後においても同様とする。当然のことながら、登録調査員以外の統計調査員についても同様とする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

高松市登録調査員登録申請書

年 月 日

高松市長 様

私は、高松市登録調査員制度要綱第5条第1項に基づき、下記のとおり高松市登録調査員の登録を申請します。

記

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男・女 答えたくない	昭和 年 月 日 平成
住所	〒 (マンション名、号室もご記入ください。)		
職業	1 自営業 2 農林漁業者 3 会社員・団体職員 4 派遣社員 5 主婦 6 パート・アルバイト 7 無職 8 その他 ()		
連絡先	自宅	—	—
	携帯電話	—	—
	メールアドレス	@	
紹介者			
調査員の経歴	1 国勢調査 2 経済センサス 3 就業構造基本調査 4 住宅・土地統計調査 5 農林業センサス 6 その他 () 7 経歴なし		
調査可能地域(複数回答可)	1 市内全域 2 _____校区 3 自校区内 4 自宅付近 5 その他 () ※調査員が不足する地域がある場合、少し離れた地域をお願いすることもあります。		
調査時の移動手段	1 徒歩 2 自転車 3 バイク 4 自動車 5 電車・バス 6 その他 ()		
情報提供の意向確認	<p>高松市登録調査員については、高松市統計主管課を通じ、国・県が実施する統計調査に関連して、今回登録された氏名等の情報について、国・県・高松市の他課から照会があった場合、統計調査が円滑に実施されるよう、調査員の意向に従い、登録情報を提供することとしています。</p> <p>上記の情報提供について、あなたは氏名等の登録情報を提供することに同意されますか。</p> <p>1 同意する 2 同意しない</p>		

区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
国勢調査										
就業構造 基本調査										
住宅・土地 統計調査										
全国家計構造 調査										
農林業 センサス										
漁業 センサス										
経済センサス 活動調査										
小売物価 統計調査										

※該当欄に「○」を記入し、その他の調査経験は区分欄に追記してください。

自宅付近の地図

年 月 日

様

高松市長

高松市登録調査員登録済通知書

あなたを高松市登録調査員として登録しましたので、高松市登録調査員制度要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

- 1 登録年月日

- 2 その他 申請書記載事項に変更が生じた場合及び登録の取消しを希望する場合は、速やかに届け出てください。

※なお、統計調査等の実施の際は、次の事項を遵守してください。

- ①調査により知り得た秘密を厳守すること
- ②調査期間中、選挙運動は行わないこと
- ③調査と同時に別の外交や勧誘、徴収などは行わないこと

様式第3号（第6条関係）

高松市登録調査員登録事項変更届

年 月 日

高松市長 様

住 所

氏 名

私は、高松市登録調査員制度要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり高松市登録調査員登録事項を変更します。

記

(旧)

(新)

	(旧)	(新)
ふりがな		
氏 名		
住 所		
連 絡 先		
調 査 希 望 地 域		
備 考		

様式第4号（第7条関係）

高松市登録調査員登録取消届

年 月 日

高松市長 様

住 所

氏 名

私は、高松市登録調査員制度要綱第7条第1項第1号の規定に基づき、高松市登録調査員の登録を取り消します。

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

高松市長

高松市登録調査員登録取消通知書

あなたの登録調査員に係る登録を取り消しましたので、下記のとおり高松市登録調査員制度要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 登録取消理由
- 2 登録取消日